

## 平成24年度 事業計画

### 1 はじめに

本年度は、当法人が公益移行後の最初の事業年度であり、関係法令等を遵守し、定款の定めにより、「小田急沿線を中心とする地域社会の健全な発展」に貢献していくために、公益事業を着実に実践していくこととします。

また、公益財団法人に相応しい運営体制を構築していくために、規程類の制定や改定をはじめ、行政庁への適切な報告、情報開示および財務の健全化等を推進していくこととします。

これらの課題を踏まえ、本年度の事業計画の内容は次のとおりです。

### 2 事業の内容について

#### (1) 交通安全や交通道德の普及啓発をはじめ、安全・安心や暮らしやすさの向上に関する事業

小田急電鉄株式会社の協力により、春と秋の交通安全運動期間を中心に、小田急沿線の幼稚園児、小学生等を対象とした交通安全、マナー啓発のためのグッズを製作し、沿線の小学校や地元警察に配布します。

株式会社小田急トラベルをはじめ、小田急グループ各社の協力により、小田急沿線の自治体および社会福祉協議会を通じて募集した老人ホーム入寮者、社会福祉施設や児童福祉施設の入所者および通所者を対象として、日帰り招待旅行「すこやか号」を催行いたします。本年度は、東京都狛江市、神奈川県厚木市および大和市の3箇所の自治体、社会福祉協議会から推薦を受けた施設を対象とする予定です。

小田急電鉄株式会社の協力により、小田急沿線を中心とする特別支援学校および養護学校を対象としたソフトバレーボール教室を12回開催するのをはじめ、スポーツを通じた障がい者の自立支援のための助成等を実施いたします。

小田急沿線の自治体をはじめ、社会福祉協議会やNPO法人等の公的団体への支援・助成として、物品の寄贈や協賛を実施していくこととします。また、本年度も引き続き、「東日本大震災」の復興支援のために、岩手、宮城、福島各県に対して、それぞれ500千円の特別寄付を拠出することとします。

#### (2) 沿線の豊かな自然環境の保全、整備に関する事業

小田急沿線を中心とする自治体をはじめ、NPO法人や企業等による地域社会の環境美化活動を助成するために、ゴミ袋を寄贈することとします。本年度は、「公益財団法人かながわ海岸美化財団」や小田原市、秦野市、松田町などへの寄贈を継続するとともに、新たな寄贈先についても検討していくこととします。

小田急電鉄株式会社の協力により、小田急沿線を中心とする自治体をはじめ、公的団体や企業等による自然公園の整備や植樹活動への支援・助成として、苗

木等を寄贈することとし、神奈川県をはじめ、各自治体担当者等との調整を図っていくこととします。

(3) 文化やスポーツ振興など地域の活性化に関する事業

小田急沿線を中心とする自治体をはじめ、公的団体が主催する健康増進のためのスポーツイベント等への支援・協賛として、小田原市の「報徳マラソン大会」等への協賛等をはじめ、記念品としてハンドタオルの提供等を実施していきます。

新たな取り組みとして、小田急沿線を中心とする地域社会の生活者を対象とした、有識者による講演会の開催に向けて、検討していくこととします。

(4) 「安藤記念奨学金」の給付をはじめ、健全な青少年の育成のための奨学、助成事業

当法人が指定した東京都および神奈川県など、小田急沿線を中心とする高等学校、大学、専修学校の在学学生および大学院に在籍する在日外国人留学生に対する修学支援として、「安藤記念奨学金」を給付いたします。支給額および本年度の新規採用の予定は以下のとおりです。

|                |     |
|----------------|-----|
| 大学院留学生（月額30千円） | 3名  |
| 大学生（月額20千円）    | 13名 |
| 専修学校生（月額20千円）  | 1名  |
| 高校生（月額12千円）    | 18名 |

なお、当法人が公益移行したことに伴い、指定校の選定基準や募集方法について、関係各所との協議を図り、次年度の募集に向けた見直しを進めるとともに、奨学生の作文等を掲載した「会報」のあり方についても検証していくこととします。

当法人が指定した東京都および神奈川県など、小田急沿線を中心とする大学の大学院や研究機関等に在籍する若手研究者を対象として、都市の快適化、都市型公共交通機関、観光事業の活性化と推進に関する研究のための助成金を交付いたします。本年度は、1件につき1,000千円、3件の採用を予定しています。

なお、当法人が公益移行したことに伴い、指定校の範囲や選定方法をはじめ、選考の基準や方法、採用された研究成果の活用方等について、次回の募集に向けて、選考委員との協議を図り、見直しを進めることとします。

(5) その他目的を達成するための事業

当法人の目的や趣旨に沿って、その他の事業を行う必要が生じた際には、適切に対応することとします。

### 3 法人の運営について

(1) 業務執行体制の整備について

当法人が公益移行したことに伴い、法令および定款の定めにより、定時評議員

会および理事会を着実に開催するとともに、議事録をはじめ、関係資料の適切な管理、保存および公開を図ることとします。

(2) 規程類の整備について

当法人が公益移行したことに伴い、公益移行前の財団法人小田急電鉄事業団における規程類について、法令および定款との整合を図るため、順次改定していくとともに、事業の実施や法人の運営に必要な基本方針、内規等を整備していくこととします。

(3) 財務の健全化について

当法人が公益移行したことに伴い、定款に則り、基本財産を指定することをはじめ、公益法人会計の平成20年基準に基づき、適切に会計処理を行い、その結果を適切に作成、管理および公開することとします。また、「運用基本方針」に則り、堅実かつ効率的な財産運用を行うこととします。さらに、公益移行に伴う「寄付金に対する税制上の優遇措置」を活用することにより、法人および個人からの寄付金の募集に努めることとします。

(4) 情報公開について

当法人の事業の内容や法人の運営状況について、適切に情報を公開するとともに、「安藤記念奨学金」や「研究助成」の募集等に活用するために、新たに当法人のホームページを開設することとします。併せて、当法人の概要を記載したパンフレットの製作やこれまで奨学生の作文等を掲載し、奨学生や指定対象校等に配布していた「会報」のあり方についても検討していくこととします。

(5) その他

公益移行後の最初の事業年度であることから、過渡的措置として必要となる行政庁および旧主務官庁への報告や申請等の手続きを適切に行っていくこととします。

以 上